



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年10月25日(火) 第10046号

目次

ページ

告示

- 群馬県報発行規程の一部を改正する告示(総務課) 2
- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 道路の供用開始(同) 3
- 道路の区域変更(同) 3

公告

- 都市計画事業の認可(都市計画課) 4
- 開発工事の完了(建築課) 4

■ 告 示

◎群馬県告示第二百四十号

群馬県報発行規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和四年十月二十五日

群馬県報発行規程の一部を改正する告示

群馬県知事 山本 一太

群馬県報発行規程(昭和三十四年群馬県告示第四百七十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「急施を要する場合」を「緊急その他やむを得ない事情がある場合」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月25日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	前橋箕郷線	高崎市足門町字金井沢1346番の1地先から同市同字春名原286番の10地先まで	前	7.2～9.3	507.1
			後	9.3～11.4	507.1

◎群馬県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月25日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋箕郷線	高崎市足門町字金井沢1346番の6地先から同市同字同1307番の11地先まで	令和4年10月25日

◎群馬県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月25日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	吉井安中線	安中市野殿字大石2150番地内	前	10.7～13.5	38.2
			後	9.5～10.7	38.2

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、令和4年10月12日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業を認可した旨の告示（令和4年関東地方整備局告示第284号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 渋川都市計画道路事業 3・4・4号 渋川高崎線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 渋川市石原字石原東、字久保貝道、字田中、字清水田及び字熊野地内
  - (2) 使用の部分 渋川市石原字久保貝道地内
- 5 事業施行期間 令和4年10月12日から令和12年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年10月25日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上之手1967-1、1967-4	佐波郡玉村町大字板井905番地1 スプリームアイ105 飯嶋亮太
2	佐波郡玉村町大字上之手1967-3、1967-5	藤岡市岡之郷491番地2 マーブルB102号室 田島拓、田島朋美

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111